

<債務整理編>

※実費・消費税別です。

本書面は、あくまで目安であり、契約書の記載が優先されます。

事案によって、弁護士費用を適切な額で提示させていただき、分割払等の支払方法のご提案をさせていただきます。また、法テラス利用もご案内させていただきます。

第1 相談料（任意整理・破産・個人再生に共通）

初回1時間まで無料。以降、30分ごとに5000円

第2 任意整理（および過払金回収）事件

1 一般業者についての報酬等

- ・着手金 1業者あたり4万円
- ・報酬金 ア 減額報酬 債権者主張額と和解時の債務額との
差額の10%相当額
- イ 金銭回収報酬金（過払金回収報酬）
交渉による回収は、回収額の20%相当額
訴訟による回収は、回収額の25%相当額

※ なお、別途訴訟等対応費用が3万円の範囲内でかかる場合がございます。

※ また、費用の分割等ご相談下さい。

※ 完済業者ご依頼時の特約

完済業者ご依頼時の着手金および報酬金は、相手方業者より回収した範囲内でお支払いいただき、その余はいただかないのが原則となります。このため、当事務所費用につき、あらかじめご用立ていただかなくて結構です。

2 闇金等高利業者

- ・着手金 1業者あたり3万円～5万円
(基準額3万円)
- ・報酬金 ア 和解等報酬金 1業者あたり3万円～5万円
- イ 金銭回収報酬金（過払金回収報酬）
交渉による回収は、回収額の20%相当額
訴訟による回収は、回収額の25%相当額

着手金・報酬金ともに、事案の難易により、費用を決定いたします。

※ なお、別途訴訟等対応費用が3万円の範囲内でかかる場合がございます。

第3 破産事件

1 同時廃止事件

- ・弁護士費用 15万円～25万円
(基準額20万円)

事案の難易により、費用を決定いたします。

・金銭回収報酬金（過払金回収報酬）

交渉による回収は、回収額の20%相当額

訴訟による回収は、回収額の25%相当額

※ なお、別途訴訟等対応費用が3万円の範囲内にかかる場合がございます。

※ 同時廃止の認可が下りず、少額感材事件に移行した場合、次の少額管財事件費用に準じた費用に満つるまで追加で費用をいただく場合がございます。

2 通常（少額）管財事件

・弁護士費用

25万円～35万円

（基準額30万円）

事案の難易により、費用を決定いたします。

・金銭回収報酬金（過払金回収報酬）

交渉による回収は、回収額の20%相当額

訴訟による回収は、回収額の25%相当額

※ なお、別途訴訟等対応費用が3万円の範囲内にかかる場合がございます。

3 法人破産・特定管財事件

法人の形態などにより、事件の難易が大きく異なります。

このため、別途弁護士とご協議ください

第4 個人再生

・弁護士費用

住宅ローン特別条項を使わない場合 25万円～45万円

（基準額35万円）

住宅ローン特別条項を使う場合 30万円～50万円

（基準額45万円）

事案の難易により、費用を決定いたします。

・金銭回収報酬金（過払金回収報酬）

交渉による回収は、回収額の20%相当額

訴訟による回収は、回収額の25%相当額

※ なお、別途訴訟等対応費用が3万円の範囲内にかかる場合がございます

以上